# 2023年4月から、ぐっと申請がシンプルに 助成額も増えました!

# 人が開発支援助成金 (人が胃成支援ョース) の容象肉

助成金を利用した研修も、S・Yワークスにお任せ下さい! 毎年、40社以上の企業様が助成金を活用した研修を実施! 検討しているなら利用しやすくなった今がチャンス!





## 次の場合は支給対象となりません



#### 自分は対象となっているかな?必ず読んでチェックしよう!



- 1 不正受給(偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとすること)を行ってから5年以内(不支給措置期間)に支給申請をした、または、支給申請日後、支給決定日までに不正受給をした事業主及び事業主団体等
  - ※不支給措置期間が適用されている事業主において不正の行為に関与した役員等(事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者及び理事等をいい、役員名簿等に記載がある者)が属している事業主及び事業主団体等も、支給対象となりません。
- 2 助成金の不正受給が発覚した場合に行われる事業主名等の公表及び支給を受けた助成金の返還等について、承諾 していない事業主及び事業主団体等(支給要件確認申立書により承諾してください)
- 3 申請事業主の不正受給に関与した場合に、名称等の公表及び申請事業主が返還すべき債務の連帯等があることを 承諾していない研修実施者が行う研修について支給申請する場合(研修実施者の承諾書は申請書類として必ず提出しな ければなりません)
- 4 過去に申請事業主の不正受給に関与し、不支給措置期間が適用されている研修実施者が実施した研修について支給申請する場合(計画提出日以前に不正受給への関与が発覚していた場合に限ります)
- → 不正受給には厳しく対処しております。不正受給の防止・助成金の適正支給にご協力ください。
- 5 支給申請をした年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主及び事業主団 体等(支給申請の翌日から起算して2か月以内に納入を行った事業主及び事業主団体等を除く)
- 6 支給申請日の前日の過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主及び事業主団体等
- 🔽 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主及び事業主団体等
- 8 暴力団関係事業所の事業主及び事業主団体等
- 9 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している場合
- 10 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主及び事業主団体等
- 🜃 研修開始日、支給申請日及び支給決定日の時点において雇用保険適用事業所でない事業所
- →本助成金は雇用保険料で運営されているため、受給資格が定められています。
- 12 提出した書類に関して管轄労働局長の補正の求めに応じない事業主及び事業主団体等
- 13 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求め に応じ提出しない又は提示しない、または管轄労働局の実地調査に協力しない等、審査に協力しない事業主及び 事業主団体等(代理人等を通じて提出を求める場合も同様です
- 14 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備、保管していない事業主及び事業主団体等(関係書類は支給決定後も5年間保存しなければなりません)
- → 労働局またはハローワークによる支給要件の審査や、会計検査院による検査にご協力ください。

その他、必要な手続きを期日までに行わない場合や、要件を満たさない場合なども支給されません。

(下記は対象外となる例の一部です。必要な手続きや支給要件を必ずご確認ください) 出展: 厚生労働省アより

- ・事業主が研修にかかる経費を全額負担していない場合
- ・所定労働時間外や休日(振替休日は除く)に実施された時間の賃金助成、OJT 実施助成
- ・実研修時間数が、10時間未満の場合(一部除く) など
- ※実研修時間数とは、総研修時間数から移動時間や助成対象とならないカリキュラム等の時間を除いた時間数のことです。
- ・事前申請書類の提出日(研修開始の2ヵ月前)の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、会社都合の退職者がいる場合は助成金の対象外です。
- ・受講者に対する雇用契約書類(就業規則、雇用契約書等)の未整備があると助成金が支給されない場合があります。
- ・受講者への残業代等の未払いがあると助成金の対象外です。

### 中小企業事業主の範囲は?



大企業よりも、中小企業の方が高い水準での助成金を受け取ることができます。

#### 中小企業に該当するか否かの判断

主たる事業について、資本金 A・労働者数 B のいずれかの条件を満たしていること



※以下の例のような資本金等を持たない事業主は「B 企業全体で常時雇用する労働者の数」によって判断します。

(例) 個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、 労働組合、協同組合、協業組合

主たる事業	A 資本金の額または出資の総額	B 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※「主たる事業」は、総務省の日本標準産業分類の「業種区分」に基づきます。

業種区分(総務省・日本標準産業分類)



主たる事業	該当分類項目		
小売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類 56 (各種商品小売業) 中分類 59 (機械器具小売業) 中分類 57 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類 60 (その他の小売業) 中分類 58 (飲食料品小売業) 中分類 61 (無店舗小売業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類 76 (飲食店) 中分類 77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)		
サービス業	大分類 G (情報通信業)のうち 中分類 38 (放送業) 小分類 412 (音声情報制作業) 中分類 39 (情報サービス業) 小分類 415 (広告制作業) 小分類 411 (映像情報制作・配給業) 小分類 416 (映像・音声・文字情報制作に 大分類 K (不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類 693 (駐車場業) 中分類 70 (物品賃貸業) 大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類 75 (宿泊業) 大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類 791 (旅行業) は除く 大分類 O (教育、学習支援業) (中分類 81、82) 大分類 P (医療、福祉) (中分類 83~85) 大分類 Q (複合サービス事業) (中分類 86、87) 大分類 R (サービス業(他に分類されないもの)) (中分類 88~96)		
卸売業	大分類 I (卸売業、小売業)のうち 中分類 50 (各種商品卸売業) 中分類 53 (建築材料、鉱物・金属材料等 卸売業) 中分類 51 (繊維・衣服等 卸売業) 中分類 54 (機械器具卸売業) 中分類 52 (飲食料品卸売業) 中分類 55 (その他の卸売業)		
製造業その他	上記以外のすべて		

<sup>※</sup>常時雇用する労働者の数とは、2か月を超えて使用される者(実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者および2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む)であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等(現に当該事業主に雇用される通常の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう)である者をいいます。

## 人材育成研修であること



職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせる ための職業研修等を、事業主もしくは事業主団体等が 実施する場合の助成メニューです。



研修対象者	申請事業主または申請事業主団体等の構成事業主における被保険者
基本要件	● OFF JTにより実施される研修であること(事業内研修または事業外研修) ● 実研修時間数が10時間以上であること

上記に該当する研修であっても、助成対象とならない実施目的・実施方法となる内容が含まれる場合は、それらの時間数を除いた実研修時間数が10時間以上必要です。



## 支給対象となる労働者は?

次のすべての要件を満たす必要があります。

被保険者(有期契約労働者等を除く)を対象とする研修の場合				
1	助成金を受けようとする事業所又は事業主団体等が実施する研修等を受講させる事業主の 事業所において、 <mark>被保険者であること</mark>			
2	研修実施期間中において、被保険者であること			
3	研修を受講した時間数が、実研修時間数の8割以上であること			



# 対象となる研修等は?

事業内と事業外のいずれかにより実施されるOFF JTが対象となります。

#### 事業内と事業外の違い

#### 事業内研修

会社に合わせたオリジナルカリキュラム

他企業さんと一緒に 研修を実施することで 事業外になるのか!

#### 事業外研修

どの企業でも参加してよい、広く告知された研修



## 助成率・助成額は?



大企業よりも、中小企業の方が高い助成金を受け取ることができます。

支給対象となる研修	企業規模	経費助成	賃金助成 (1人 1 時間当たり)
人材育成研修 雇用保険被保険者の場合	中小企業	45%	760円
(有期契約労働者等を除く) ※研修時間10時間以上	中小企業以外	30%	380円

以前は…研修時間20時間以上 中小企業・大企業ともに 経費助成30%、賃金助成380円

今の活用が絶対お得!

中小企業の方が 助成率も助成額も 高いんだ!



## 支給限度額は?



1人あたりの経費助成額は、実研修時間数に応じて制限があります。

#### 1 経費助成限度額 (1人当たり)

支給対象となる研修	企業規模	10時間以上 100時間未満
人材育成支援コース	<ul><li>● 中小企業事業主</li><li>● 事業主団体等</li></ul>	15万円
八竹百风又成一	中小企業以外の事業主	10万円

#### 2支給に関する制限

#### 研修等受講回数の制限

助成対象となる研修等の受講回数は、1社員につき1年度で、3回までです。



## 手続きの流れは?



申請期限があるので忘れずに手続きしましょう。



このタイミングの 助成率が適応に なります

※変更の際は、その期日までに 提出の必要あり

訓練実施 計画の提出

訓練実施

(SY研修)

支給申請

※研修開始日から起算して 1ヶ月前までに申請

※研修終了日の翌日から 起算して2ヶ月以内に申請

# 申請書類に関して



2023年4月から、ぐっと申請手続きがシンプルになりました!

検討しているなら 利用しやすくなった 今がチャンス!

#### 書類作成時間

#### 研修前

書類作成時間 約40分

#### 研修後

書類作成時間 約35分

※フォーマットや書き方の例などは弊社へご相談ください



ご質問や申請をご希望の場合は、S・Yワークスまでお問合せ下さい!